

<水銀による環境の汚染の防止に関する法律>

水銀についての規制が強化されます。(8月16日 水俣条約発効)

【水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)の概要】

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講ずることとされています。

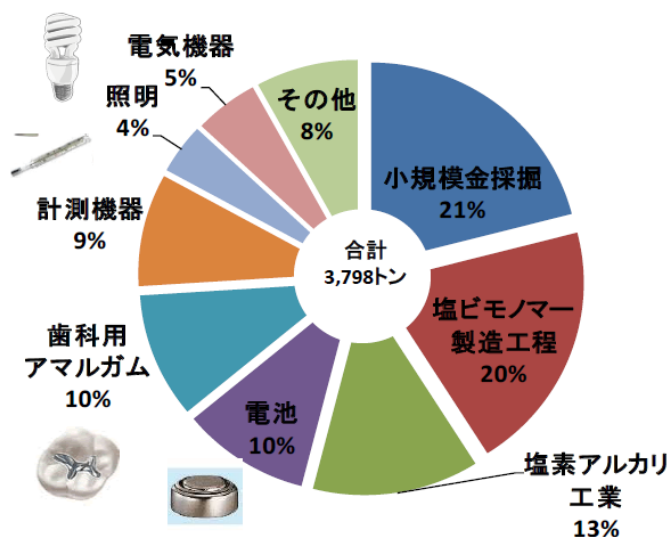
背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議(於:熊本市、水俣市)において、水銀に関する水俣条約の採択(2013年10月)

水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要  
(条約発効日:2017年8月16日)

世界の水銀需要



出典: UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

【法律案の概要】

- (1)水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。
- (2)水銀鉱の掘採を禁止する。
- (3)特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
- (4)特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
- (5)水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する。
- (6)水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
- (7)水銀含有再生資源(条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。)の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
- (8)その他罰則等所要の整備を行う。

株式会社 日立産機ドライブ・ソリューションズ

環境ビジネス事業部 環境管理センター  
千葉県習志野市東習志野3-15-11 〒275-0001  
TEL : 047-477-5098 FAX : 047-4777-5324  
HP : <http://www.hitachi-ies-ds.co.jp/>

<水銀による環境の汚染の防止に関する法律>

水銀のライフサイクル全体を包括的に管理する仕組みが始まります。

(水銀汚染防止法 用語の解説)

用語	内容
水銀等	水銀及びその化合物
水銀使用製品	水銀等が使用されている製品
特定水銀使用製品	水銀使用製品で製造に係る規制が特に定められているもの(電池、蛍光ランプ、高圧水銀ランプ、化粧品、薬剤、気圧計、圧力計、湿度計、血圧計などで政令で定めるもの)
水銀含有再生資源	水銀の回収等の再生利用が行われるもの
水銀排出施設	大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設の中で、水銀条約付属書Dに該当する施設

【事業者として講ずるべき措置】 法施行は平成29年8月16日(一部除外規定あり)

- ・特定水銀使用製品の製造禁止 (廃止期限以降は、許可申請が必要)
- ・水銀を使用する製造工程での使用禁止 (水酸化ナトリウム製造など5つの工程)
- ・水銀等の貯蔵における保管、(貯蔵に係る技術上の指針を遵守)
- ・水銀等の貯蔵(30kg以上)の届出、定期報告
- ・大気への排出の制限 (排出基準の遵守) <法施行は平成30年4月1日>

【大気への排出基準について(抜粋)】

対象施設	新設 (µg/Nm <sup>3</sup> )※	既設 (µg/Nm <sup>3</sup> ) ※
石炭専焼ボイラー 石炭混焼ボイラー	石炭専焼 8 小型混焼 10	石炭専焼 10 小型混焼 15
非鉄金属製造 精錬及び焙焼工程	一次施設 15~30 二次施設 30~100	一次施設 30~50 二次施設 50~400
廃棄物焼却炉	30~50	50~100
セメントクリンカー製造設備	50	80

※排出基準値は、ガス状水銀+粒子状水銀の合計値

測定方法;平成28年9月26日 環境省告示第94号 排出ガス中の水銀測定法